

平成26年4月23日

コメット歯科クリニック代理人

特定非営利活動法人消費者被害防

理事長

(連絡先) 〒460-0002 名古屋市

三博ビル

事務局長 外山 孝司

(TEL: 052-265-9258、FAX: 052-265-9259)

再申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴職からの平成26年2月4日付御連絡書を頂きました。

そして、同連絡書において、貴職から、インプラント治療においては、人工歯根の埋め込み行為、歯の作製行為、歯を被せる行為の3つの行為に分割・分断することはできず、また、これまでに人工歯根の埋め込みだけを実施して、その後歯を被せないまま途中で終わったということは一度もないことなどを理由に、契約時点において治療費の内訳を示すことは困難であるとのこと説明を頂きました。

一般的に、インプラント治療は、①口の中の型を取り、レントゲン・CT撮影をするなどして、あごの骨の量や質などの口腔内状態の調査する。→②歯の土台となるインプラント(人工歯根)を埋め込む。→③定着期間をあける。→④アバットメント(支台)を装着する。→⑤人工歯を作製して装着する。という流れになるかと存じます。

そして、貴院では、人工歯根の埋め込み後(上記流れで言うと②以降になるかと思われま)す)の治療は一体のものとなっており、分割・分断することはできないとのことでした。

そうしますと、少なくとも①の段階(レントゲンやCTを取ったり、口の中の型を取っただけの状態)で中途解約した場合については、画像診断や型取りの費用だけを分断することが可能になるため、その内訳について治療前に示すことも困難ではないと考えられます。

さらに、②以降の治療につきましても、実際に治療を中断する患者の有無はともかくとして、治療行為は分割することが可能であると思われま。そして、少なくとも中断した

場合には、貴院は以後の施術を免れることとなりますので、それ以降に生ずる予定であった施術料については返還が可能になるものと思われま

すが、今回治療費の内訳を事前に示すことが困難である理由についてご説明頂きましたが、当法人としては今回の説明を受けてもなお、治療費の内訳を事前に患者に対して示すことは可能であると考えております。

なお、従前から申し上げてきましたとおり、貴院では「一般料金表（中途解約精算料金表）」を作成されておりますので、契約時点において患者に対しこちらを示して頂く方法も考えられるかと存じます。

つきましては、契約時点において治療費の内訳を示して頂くよう、再度お願い申し上げますので、これに対するご回答を平成26年6月25日までに上記連絡先宛に、書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

敬具